

愛荘町いじめ防止基本方針（案）へのパブリックコメントに対する回答

該当項目	意見・提案の概要	回 答
もくじ	本文に「幼児」と「園」を入れてあるので、もくじとの整合性がようになってくるのではないかと。	本文の項目に応じて、もくじにある標記を「学校・園」に訂正しました。
全般	いじめは、子どもだけでなく、大人の世界、職場、地域、家庭など至るところにある。「愛荘町いじめ防止基本方針」とする以上、これら全てを網羅するものではない。しかしながら、全文を通じ感じられることは、子どものいじめ対策となっていることである。 内容を現行通りとするならば、名称は「愛荘町子どもいじめ防止基本方針」に変更した方が、子どもに限定したものであるとして理解しやすい。	本基本方針はいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき策定するものです。また、同法は小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒を対象としています。これらのことから、名称については案の通りとし、第1章1（定義）の中に、児童等を対象とする旨を記載しました。
全般	いじめは、人間関係の不和、欠如、自己中心的な非社会的行動である。したがって、指導法の改善が必要である。全教科、生活指導、その他あらゆる集団活動において、よい人間関係を育て、その上に学習や集団活動が成立するもので、授業の中で人間関係を育てる指導を同時に行うべきである。	御意見は、「第3章いじめ防止等のために学校・園が実施すべき施策 3学校・園におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて（1）いじめの防止」の中で取り組んでいきますが、より一層推進できるよう「幼児・児童・生徒が主体となる授業・取組を充実させ、自治と正義があふれる学校・園づくりを目指す。」と追記しました。
P1 はじめに	愛荘町の実情に応じた内容を盛り込むことで、いじめ防止対策推進法第12条の定めと合致する。	本基本方針では、幼稚園（児）も対象としたこと、本町の教育理念である五愛十心に基づく教育を推進すること等、本町の実情に応じた内容を記載しました。
P1 第1章1 いじめの定義	いじめ防止対策推進法での定義そのまま。文部科学省からの指示とはいえ、もう少し工夫がいる。	いじめの定義はいじめ防止対策推進法に定められており、全国的に共通理解された上で、いじめ防止対策等に取り組んでいます。また、本基本方針は、同法第12条に基づいて策定するものです。これらのことから、いじめの定義については案の通りとします。
P2 第1章4 いじめ防止に向けた方針 「町として」	町が主体になるのか、教育委員会が主体になるのかわからない。町＝教育委員会ではないので、区別すべきと思う。以下の章においても同じことが言える。このことは、事故に対する町・教育委員会の取り組み方・責任のあり方にも関係してくる。	本基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進する主体は町です。町と教育委員会がいじめの防止対策に向けて情報を共有し、連携を密にしながら施策を推進していきます。
P3 第2章 いじめ防止等のために愛 荘町が実施する施策	規定されているのは、あくまでも愛荘町立の学校・園に在籍する者が対象となっているが、町内に住所を有している町外の学校等に行っている児童・生徒たちの取扱いはどうするのか。あるいは、高校生・外国人の子どもたちはどうするのか。教育委員会は管轄外となるが、町の方針となればその子等も包括すべきである。	本町在住で他市町立小中学校に在籍する児童・生徒については、当該市町及び学校のいじめ防止基本方針に基づいて、また、県立学校に在籍する児童・生徒については、県の基本方針及び学校基本方針に基づいて対応が図られます。このことから、本基本方針の対象は、原則として愛荘町立の学校・園に在籍する幼児・児童・生徒としますが、前述の児童・生徒等から相談等があった場合、関係市町・機関との連携を図り対応します。
P3 第2章 いじめ防止等のために愛 荘町が実施する施策 1 愛荘町いじめ対策本 部会議の設置	愛荘町いじめ対策本部会議は、平成27年4月1日に施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」中の「総合教育会議」の趣旨に合致するものなので、そのことについても明記した方がよい。	御意見を踏まえ、「この本部会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4（総合教育会議）の趣旨に合致するものであり、町長部局、教育委員会部局、関係機関代表・東近江警察署員などで構成される。」と記載しました。

<p>P7 第4章 (3) 調査の趣旨及び調査主体 (4) 事実関係を明確にするための調査の実施</p>	<p>いずれも、今までの例から見て、学校及び教育委員会などの内部だけで解決できるのか。当初から町も関係すべきである。</p>	<p>これまでも学校と連携して、子ども支援課等町長部局も調査等に関与していることから、当初から町も調査主体として加わるよう記載しました。</p>
--	--	--